

新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針（抄）

(略)

III 措置

1 医療体制

(1) 入院体制

- 現在、重症対応 110 床、中軽症対応 542 床の計 652 床と、当面の必要病床は確保しているが、今後の状況を注視し、万全の対応を行う。

【フェーズに応じた体制】

区分	感染小康期	感染警戒期	感染増加期	感染拡大期 1	感染拡大期 2
目安 新規陽性 患者数 (1週間平均)	10人未満	10人以上 (警戒基準)	20人以上	30人以上	40人以上
体制構築 の考え方	15人/日の新規患者 数発生に対応	20人/日の新規患者 数発生に対応	30人/日の新規患者数 発生に対応	40人/日の新規患者 数発生に対応	55人/日の新規患者数 発生に対応(注)
病床数	200床程度 うち重症40床程度	300床程度 うち重症50床程度	400床程度 うち重症70床程度	500床程度 うち重症90床程度	650床程度 うち重症120床程度
宿泊療養	200室程度	200室程度	300室程度	500室程度	700室程度

(注) 最大1日 98 人の患者発生 (国の「新たな流行シナリオ」) に対応

(略)

(2) 無症状者や軽症者への対応

- 患者の増加に伴い、重症患者の入院医療に支障が生じないように、原則として入院後の無症状者や軽症者は、医師・看護師等医療体制を整備した宿泊施設において療養を行う。
- 現在、500 室程度を確保しているが、早急に 700 室の確保を図る。

(3) ～(10) (略)

2～5 (略)

6 外出自粛等の要請（法第24条第9項）

○次の事項を県民に要請する。

- ・東京都など感染が再拡大している地域への不要不急の移動を自粛すること
特に接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店等の利用のための移動を自粛すること
- ・発熱等の症状がある場合は、外出を控えること
- ・高齢者や基礎疾患のある者は、不要不急の外出を自粛すること
- ・業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止対策（検温、換気、人数制限、連絡先登録など）がなされていない施設への出入りを自粛すること
特に接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店等の利用について注意すること
- ・大人数での会食や飲み会を避けること。若者グループについては、特に注意すること
- ・大声での会話、回し飲みを避けること
- ・感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていないイベント等への参加を自粛すること
- ・感染拡大を予防する「ひょうごスタイル」（新しい生活様式）の推進
「3密」（密閉・密集・密接）の回避、身体的距離の確保、マスクの着用 等

※熱中症リスクを考慮し、屋外で十分な距離（少なくとも2m以上）が確保できる場合は、マスクを外す。

○店舗・施設やイベント等における感染拡大防止を図るため、クラスター発生のおそれがある時等に迅速に利用者への注意喚起情報を提供する「兵庫県新型コロナウイルス追跡システム」の利用を要請する。

○新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」の登録を要請する。

7～10 （略）